

【東電営農賠償交渉記録 R4年－第3回】

(注) 本記録は IC コーダー・ビデオ録画に基づき作成

2022年8月8日13時00分～16時00分 幸ビルディング2階会議室「マスコミ公開」
「出席者」

生産者・地権者側

30年中間貯蔵施設地権者会	会長	門馬好春氏 (農地地権者)
東京経済大学	名誉教授	磯野 弥生氏
明治学院大学	名誉教授	熊本 一規氏
弁護士法人いわき法律事務所	弁護士	越前谷 元紀氏
農業生産者 電話・画像ライン	顧問	門馬 幸治氏

東京電力ホールディングス(株)

福島原子力補償相談室 広域補償相談センター (本社)

副所長 中里 修一氏 電話番号 0120-926-404 (コールC)

事務局 山田良一課長外2名 電話番号共に0120-993-158

福島原子力補償相談室 福島補償相談センター (福島復興本社)

副所長 北見 長喜氏 電話番号 024-521-8450 (代表)

部長 本間 祥兄氏 電話番号 024-521-8481

弁護士 高木 彰臣 桜田通り総合法律事務所 虎ノ門2-10-1

事務局 山田良一課長外2名 電話番号共に0120-993-158

広報 2名

「内容」(注) 一敬称・丁寧語は一部省略一話し言葉は簡潔に記載一 () (注:) 書きは追加記載一

【次第】

1. 挨拶 東電側 中里副所長 農業生産者側 門馬好春
2. 東電回答「北見副所長」
3. 農業生産者門馬幸治氏からの要求(2回・携帯)「30年中間貯蔵施設地権者会顧問」
4. 営農賠償の見直し要求に対するやり取り
5. 次回交渉 9月中旬を申し入れ

【参考】

前回交渉6月6日東電の冒頭回答内容(今回交渉時東電から異議なしを確認)

北見: 当社の考え方を説明します。

1. 『まず、中間貯蔵施設の賠償の考え方について』

土地提供者は土地売買者も地上権設定者も同じである。

これは農業以外に供される蓋然性が高く、相当期間、中間貯蔵施設に農地を提供することを目的とした契約締結の事実から現時点で、営農再開の意思がないことが客観的に確認できることから、農業の賠償対象外としている。

一方、中間貯蔵施設への契約未締結者(国・環境省と交渉中含む)は中間貯蔵施設エリアとなっているが、現時点で営農再開の意思を否定することが、客観的にはできないことから、農業の賠償対象としている。

2. 『続いて仮置き場等の営農賠償の考え方について』

仮置き場は短期間、一時的な使用を想定、その後、農地として原状回復の上、土地が返還されることから、当社が営農意思なしと判断することが困難であるので、農業の賠償対象と考えている。

帰還困難区域において仮置き場の期間が長期化し、10年近く経過しているものもあるが、これは結果として短期間契約が、更新していると考えている。実際契約書の確認もしている。ただし、長期化しつつある仮置き場は、農業賠償の請求を受け付けた際、必要に応じて仮置き場の地権者から事情を伺うこと等により、今後とも適切な賠償に努めたいと考えている。

3. 『仮設焼却場などについて』

前回協議の際、回答を保留した(中間貯蔵施設、仮置き場と同じく国の借地)仮設焼却場、セメント固型化処理施設、フクシマエコテッククリーンセンター(特定廃棄物埋立処分施設)入り口部分等は、場所が限定され、地権者の特定につながるから、回答はしない。

4. 『契約期間の長期短期について』

また、前回協議の際の質問への回答だが、東電として、損害発生の蓋然性を踏まえ、対応している。(営農賠償の)請求受領の都度、請求内容を総合的に勘案の上、今後とも適切に判断していくことを考えている。

5. 『営農再開の意思について』

前回の協議での意見に対する回答は、東電は、請求時点の営農再開意思を、確認する(注)ことにより今後とも、適切な農業賠償に努める。(注:確認するで、尊重し基づくではない。)

中間貯蔵施設に農地を提供したことを以って、相当期間農業以外の事業に供される蓋然性が高いことから、農業の休業の賠償対象外であると考えている。簡単だが以上です。

「挨拶」録画 03:02:25 IC0:01:42 (注:門馬幸治氏との携帯等通信方法は次回改善する)

中里:原発事故でいまなお福島県の多くの方にご迷惑ご心配をお掛けしている事を改めてお詫び申し上げます。本当に申し訳ございません。今日が3回目の協議である。先ず北見から。

門馬:私も挨拶をさせて頂く、よろしいか。「ズーム位置の調整」録画 03:05:34 IC0:4:45

前回東電の営農賠償説明で、何故地上権が対象外なのか、益々分かりにくくなった。なぜ東電は分かり易く説明ができないのか、なぜ我々が全員ともに納得ができないのか。

それは論理が逆転しているから。長期も短期も原状回復もすべてが東電の勝手な判断だから。前回交渉以降もいろんな方とお話をした。「みんなが東電は、地上権は営農賠償すべき」だった。東電は根拠不明確・非論理的・不公平な地上権対象外の賠償を直ちに直視して頂きたい。

《伊澤史朗双葉町長の発言紹介》

5月同町長から地上権契約者は営農賠償対象であるべきだと直接確認しているが、8月5日作本副会長が同町長から次の話を直接受けた。作本副会長は都合により欠席なので私から話をする。

伊澤町長:「原発事故が原因で福島県民のために必要になった中間貯蔵施設は国からの要請を受け農業生産者・地権者は断腸の思いで協力している経緯がある。それにも拘らず、農業をやる意思を示している地上権契約者に対して、東京電力が、勝手にやる意思がないと決めつけ賠償の対象外とするのはおかしい。東京電力との交渉の場で双葉町町長がそう言っていたと、話してもらってかまわない。」話してください、とのことでした。

《農協中央会損害賠償対策課長の話紹介》

本日朝、ここに来る前に確認している。4月東電との交渉以降同課長は、「東電に見直しの検討するよう話をしている」が、「その後何度もどうなっているか話をしている。」との話だった。同課長に私からその後も皆さんと話した。皆さんも東電がおかしいと言っているに対し同課長からおかしいよねの話だった。以上紹介する。6月の交渉以降も私も農業生産者の門馬幸治さんも色々な方と話したが、皆さんの話は伊澤町長と農協同課長と同じ(趣旨の)話だった。

門馬:6月の交渉で当方から「論理の逆転」「長期と短期(X 時点が想定できないのは長期も短期もない)」「原状回復」等の(問題の指摘をして)東電の話(説明)を聞いたが、皆さんも益々分からなくなったとの話だ。従って、(本日は)東電には分かり易い説明をお願いする。以上。IC0:09:37

「東電の冒頭回答説明・冒頭掲載の通り前回と変更なし」

北見:前回の協議打ち合わせの中で、冒頭中間貯蔵施設、仮置き場、仮設焼却場、あと契約期間の話をしたが、いずれも冒頭話をしたとおりの変わりが無いである。前回話をした内容と相違点はない。

「小早川社長への報告に対する社長コメントの回答拒否」

門馬:小早川社長以下全役員に報告したとのことだが、同社長のコメントは如何だったか。

北見:社長に報告したが、我々としては会社として適切に対応することを考えている。以上。

門馬:「会社として適切に対応すること」が社長のコメントということでしょうか。

北見:いや、会社としての対応をさせて頂くと話をした。門馬:社長のコメントはなかったという事か。

北見:社内に関することなので、社長コメントの内容は差し控える。

門馬:回答はしないという事か。「北見:はい。」

門馬:不誠実だ。原発事故を起こした当事者の対応だとは思えない。

「R2・R3の意向確認」

R2年R3年の意向確認について確認したい。

北見:R2年分も同じころ意向確認の郵送しており、令和3年意向確認も本(令和4)年6月頃から順次JA農協と協議して郵送している。「門馬:理解した」IC0:13:00

「30年地権者会の基本スタンス」

門馬:30年中間貯蔵施設地権者会の基本スタンス「本事業に賛成し反対ではない」を説明する。最長30年の事業である事、ルールと約束を守って公平な補償、安全と両町への支援と復興を目的に活動している。「要望書5つのポイント」

「営農賠償の見直し要求に対するやり取り」

門馬:冒頭東電回答は「現時点で地上権契約者への営農賠償の見直しは考えていない」だった。

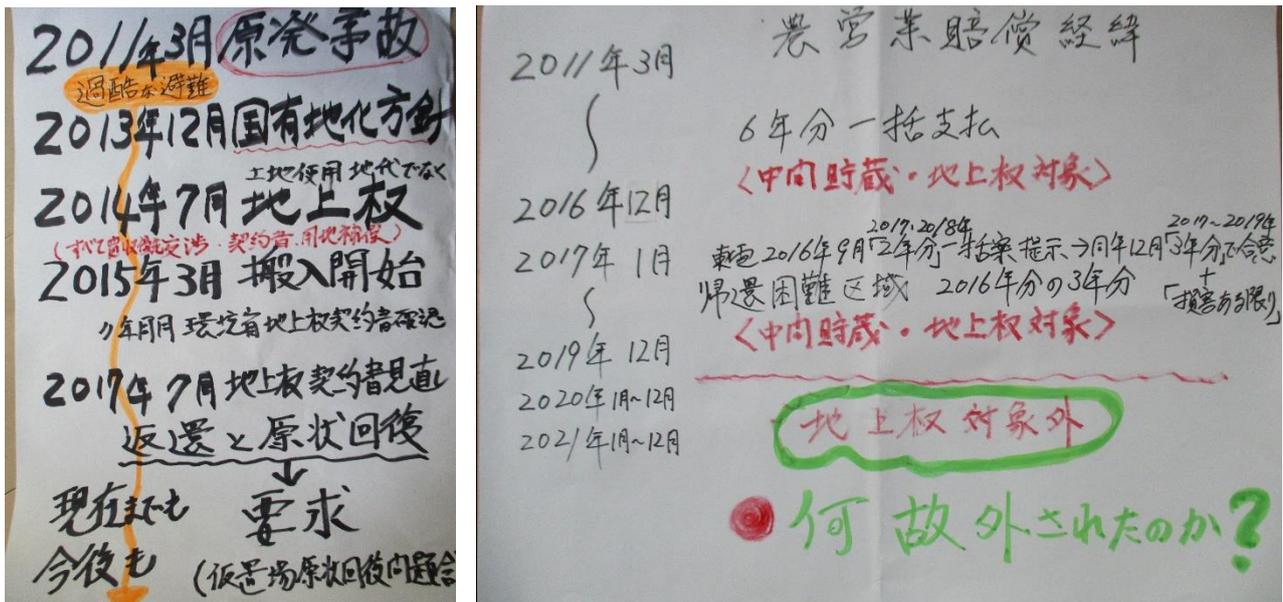
我々が伊澤町長はじめ多くの方は、地上権契約者は対象に対し東電だけが対象外である。

じゃあ、それは何故かという点で前回の東電説明では不明な点が多かったので、今後その根拠と論理性、公平な補償(賠償)の視点から説明を求める。

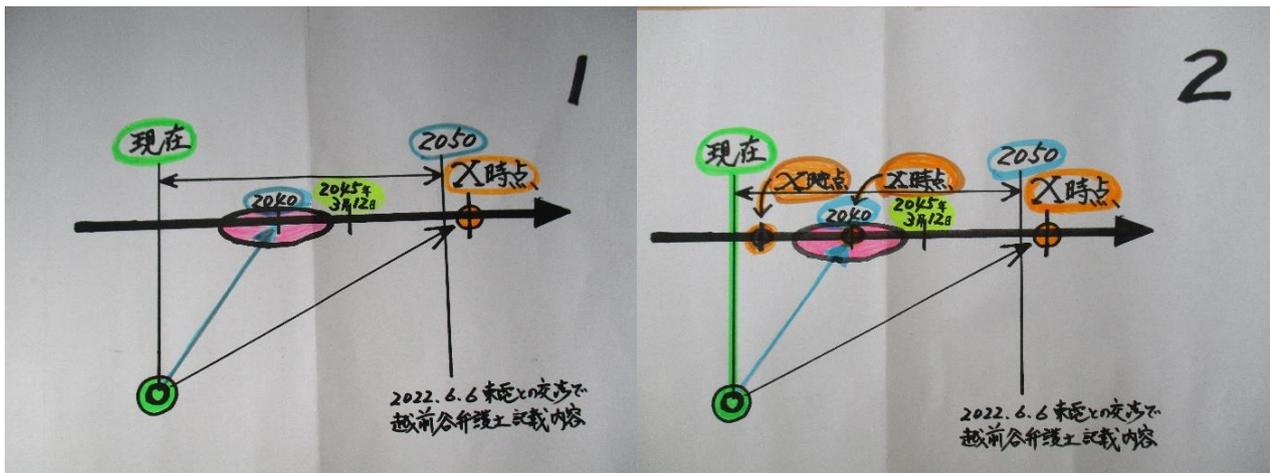
門馬:前回越前谷先生から論理の逆転を説明したが、北見氏は「よく理解できていない」本間氏は「あいまいな理解かもしれない」を前提とした説明(回答)だった。そうだね。「北見:はい」そして最後まで「論理の逆転を理解した」という発言はなかった。その後今日まで2カ月経過しており、十分に理解したと思う。あわせて長期と短期の話もそうだし、原状回復の話もそうだ。先ずその話をする。

IC0:16:07

門馬：白版に下記右側「原発事故以後の経緯」を掲示し内容を説明。



(注：上記左側原発事故後の経緯の比較として右側に農営業賠償経緯の経緯等資料を本交渉後作成) 現在仮置き場の原状回復も問題が多い後で説明する。事実とルールで進める事が大事。IC0:2005 続いて白版に下記「X 時点 1・2」を掲示し内容を説明。



門馬：北見さん、本間さん、「逆転の論理」について説明(反論)をお願いします。

北見・本間：……無言。 門馬：返答をお願いします。IC0:20:50

北見・本間：……無言。 門馬：北見さん「北見：はい」2 カ月間で十分理解頂いたね。

高木：よろしいか。門馬：北見さん返答後お願いします。高木：はい。

北見：あのう、門馬氏の主張そのまま理解していない。はい。

門馬：私ではなく6月越前谷先生が「論理の逆転」を指摘、北見氏は理解できていないと言った。

「北見：はい」これが(東電側に)正しいと理解したかと聞いているのではない「北見：はい」

なので、越前谷先生からの指摘内容「論理の逆転」を(キチンと)理解したのかと確認している。

「北見：無言。」まず「論理の逆転」の主張(指摘)を理解したか「北見：はい」つぎにそれを否定するなら、2 カ月間で(十分検討できたはずなので)論理的に説明して頂きたい。本間氏も同じだ。

北見：はい、そういった意味では、理解できていない。「門馬：理解できて？」できていない。

門馬：(前回交渉から)2カ月経過し(時間は十分あったはずなのに)理解できていないのか。

北見：……。無言。(中里氏姿勢を前屈みで北見氏を心配な様子で伺う)

門馬：東電も(前回交渉時、越前谷先生が白版に書いた X 時点等を)写真撮影して交渉記録等を「北見：はい」作成し確認しているだろう。「北見：はい、確認している。」当方の記録も録音・録画(写真)で約 30 頁の記録を作成している。(注:30年中間貯蔵施設地権者会 HP に掲載)

6月交渉で冒頭北見氏が回答した記録は、高木先生経由で東電側に送付した。

高木：はい先週中ごろ送付頂いた。

門馬：送付した内容の間違いはなかったとうことでよいか。北見：はい、確認して間違いはない。

門馬：それで理解していないという返答だが、具体的に論理的な説明を求める。IC0:23:58

北見：……。無言。

門馬：(北見氏の)「理解できていない」では、この2カ月は何だったのだ、という事になる。

高木：東電の代理人から答えてよいか。一応、東電から伺いを得ていると思うので。

中里：高木先生に依頼しているのでお聞きをお願いします。(注:北見氏への助け舟があきらか)

門馬：(その前に)一言、高木先生には後ほどお願いします。東電の然るべき立場の方が「2カ月間」あって答えることができない。これはそのような営農賠償だということですよ。

そしてそれは高木先生に説明してもらわなければ、できないような内容であるということだ。

言い方はきついが(東電として)みっともない話である。そのようなことでは一般の農家の方々が、(東電の営農賠償説明、意向確認説明又は同書の内容を)分かるわけがないではないか。

「北見：…無言。」門馬：違いますか。私が言っていることが無茶なのか。「北見：…無言。」

門馬：それでもお答えできない。本間さんに対する質問も(北見氏と)同じだが、高木先生が同じく答えることでよいか。「本間：頷く」他の農業生産者から同様の質問があった場合、ぜんぶ高木先生が(東電に代わって)答えるのか。「北見：…無言。」「本間：頷く」

門馬：私から言えば東電側、自分達の説明能力がないか、営農賠償の主張(地上権は対象外)が間違っているということだ。「北見：無言」では高木先生お願いします。IC0:26:07

高木：先ほど北見氏が話したのは、越前谷先生の説明内容を理解できない訳ではない「理解する」という意味だ。勿論、趣旨としてどの様な処で本当の処お話しているのか、それは(越前谷先生の指摘「論理の逆転」と)一致する、しない、はあるかもしれない。けれどもそういう意味でありそもそも日本語として分からないと言う趣旨ではない。そうなんだけれども、こちら側の立場あのもちろん東電としての立場もあるから、その立場に基づいてその(越前谷先生の逆転の)論理についてその通りとは言えない。あのう先ほど門馬氏も話したように、「いい、悪い」の話として理解できるか、と言う話は私もそのように聞いたので、あのう、そういう意味でええと越前谷先生が話している内容を理解できるかできないかというそういう意味で、理解はできるという意味でよろしいですね。「高木：はい」

門馬：(笑)高木先生のご苦労がよく分かりました。IC0:27:10「高木：いや、あのう。」

門馬：悪いが東電の能力がないのではないか。いま、高木先生が難しい話をした訳ではない。

(東電が)そういう(北見氏の)説明を農業者にしてきたということは、農家の方は混乱する。

高木：はい、えーと、まあ、こちらのスタンスは基本的に先ほど北見から話した通り、あのう、基本的にはあのう、社内で検討したが、方向性としてはあのう変わらないというスタンス、あのう、基本的に営農意思の確認という言うのは、えいと、現段階の状態で、えーと、営農再開を客観的にここを、

あのうメルクマールしている。なのでその部分について客観的かどうかということが基本的なポイントになると思います。あのう営農の意思あると言ってもその客観的な部分として確認できるかどうか、やはり一番重要になってくると思われる。なのでそこがクリアできない限りは、あのう(地上権を賠償対象は)難しいと言うのが東電の基本的なスタンス、考え方である。IC0:28:30

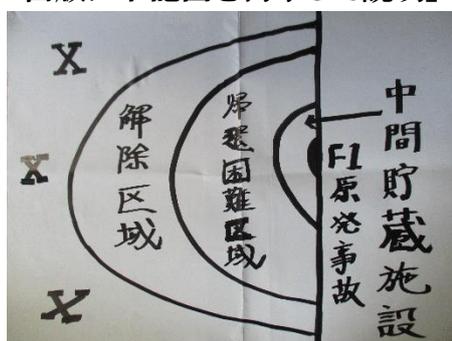
門馬:これから反論は多くあるが、今のような分かり易い説明をして頂けると次の議論に進める。私は今の(高木先生の)主張は違うと思うが先生が東電の立場で今の説明をする事は理解できる。

高木:理解と納得、価値判断は違うのはその通り。

門馬:価値判断でなく、そこは事実とルールと公平であるかどうかという視点が大事である。

何故この(地上権の営農賠償が対象外)の話が面倒(複雑且つ分りにくい)になっているかは、白版に掲示意向確認の質問の仕方にある。IC0:29:22

「白版に下記図を掲示して説明」



門馬:高木先生は典型的と前回表現「高木:はい」したが、2011年から2016年までは(この図の通りすべてで)同じ意向確認の質問をしている。「北見:頷く」2016年は中間貯蔵施設もある。

帰還困難区域も一部解除になっている。仮置き場は福島県全域にあるので(意向確認は)全域対象だね。そうだね。「北見:はい。」2011年から2016年までは農業ができる福一から離れた X 地点の田・畑で農業ができるか、という質問と解除地点だけどもまだ X 地点までは至っていない方への質問と帰還困難区域への質問と中間貯蔵施設はまだまだ用地交渉中(未契約・売買・地上権)の複雑な内容を整理してではなく、団子(類型)にした質問表にしている。

帰還困難区域から X 地点までいるのを団子にした質問(表現も抽象的)なので、だから農業生産者は訳が分からなくなっている。

東電も農家が質問しても分かりませんと回答するような人まで出てきている。

門馬:質問の仕方、X 地点はこの間、越前谷先生の指摘の X 時点がきたら、農業が出来るように、「農業ができる状態になったら初めて農業ができますか?」と質問すればよかったのにそれを団子にした形の質問にして期間困難区域の人も合わせ将来「X 時点が来ている人と来てない人を一緒にした質問」にしたから、話が余計に分かりにくくなっている。北見氏如何か。IC0:32:59

北見:2011年～2016年分の発送は2017年を以て避難指示もしくは出荷制限がかかっていた方に発送した。

門馬:だから2017年時点は県内で山側とか X 地点が発生しているところもあるね。

本間:解除地域(区域)は元々避難指示が出ていて解除されたということか。

門馬:そうだ。だが、X 地点には至っていない処だ。「北見:はい、そうだ」だから東電の質問の全部が一つの(形で)質問になっている訳だね。

本間: 当社はいま農協を通し書類を送付している方は元々2016年末時点で避難指示が出ていた方を纏めて送付した。最初から X 地点の方は、出荷制限の方か。あ、なるほど分かった。

それであれば最初から X 地点の方もいる。「門馬: そうだね」はい。

門馬: そこ(出荷制限)までは書かなかった。だから、ぜんぶが纏まっている。

その図は県内全体を具体的には表示できていないが、大きな流れはこの通りだね。

本間: そうです。はい。まさにその通り。

門馬: だから、分りにくくなっている。そう思わないか。

北見: 2016年で出荷制限をしている方に休業賠償をしている。はい。

門馬: 事実確認の話ではない。一括りにしているから分かりにくい説明になっている。

本間: そういった指摘の分はあるかもしれない。

ただ私ども、ひとくくり団子と話したのは、団体請求という枠組みの中で農協と協議を積み重ねてやってきたので、…。

(注: 地上権を外したのは農協と協議し合意したとの発言趣旨ととれる。)

門馬: それは、農協のせいにしていいのか。IC0:35:56

本間: いいえ、違う、そう言う趣旨ではない。

門馬: 農協と東電の両社で協議して決めたという事だが、現在農協は「地上権を営農賠償すべき」と言っている。その大事な部分(地上権)は協議しないのか。

本間: 「小さい声で」(農協が)地上権について営農賠償すべき(と言っている?)。

門馬: これは前回も先ほども説明している。初めて聞いたような言動は如何か。

本間: あ、前回、そうです。「門馬: そうだね」本間: はい。

門馬: 今朝も農協に確認した。農協はその後も東電に何度も(地上権が対象と)お話していると。(この大事を)聞いていないということは、農協が私に虚偽を話したということか。

本間: …無言。

高木: 今の議論はどこの話か。2016年にどういう書類を出したか、この辺が一体だったから良くなかったという価値判断の話をきいたのか、(門馬氏が)いま直前に話しているのは、そもそも営農賠償すべき、しない、と言う部分の話に論点がシフトしている。

門馬: ご指摘の通り。(だが)私の質問に「農協と相談して(協議を積み重ねて)」の回答だったので、それに対して私が質問したということだ。

(注: 福島県原子力損害賠償対策協議会・同県 HPP で国への要望書、東電への要求書等を掲載)

高木: (門馬氏の) 今の話は書類を発送する時の書面をどうするか、その書面を送るのが一体で良いのかそれとも個別にするべきか、ということの協議ではないのか。それとも、

門馬: その通り。「高木: ですよね」ただ、私の質問に対し曲げた回答を得たので、追及したのだ。

高木: そうか。「門馬: 曲げた回答でなければよかった。」議論の整理ができればよい。

門馬: (本間氏へ) いかがか。「本間: わたしか、先ほどの話、なるほど」

本間: 繰り返すが、JA と協議してこういった形の書類を送ることになったのは事実である。

2016年末時点で皆さまに郵送し、なかには本当に避難指示区域だったけれども、解除の区域もあり当時より今の方がいろんな形があり違っている。それに対して「一律の書類」を送っているので、生産者にとって分かりにくい書類なのではないか、という指摘はあるなあとと思う。

門馬：であるので、前回もひと括りの書類と同じ(一括りの)回答であるので意味が分からない。
私だけでなく(今迄の)東電との交渉記録を他の方が読んだ後の話も同じく「分からない」である。
本間：生産者の状況は様々なので令和2年の書類が分かりにくいとの指摘には、我々も感じているところだ。なので、門馬幸治氏の処には令和3年分については大分見直しをして送った。

現時点において再開の意思が帰還困難区域の方はどうなのかと、少しでもご理解頂けるように、工夫をして見直しを図っている。

門馬：書類の工夫と見直しはしたが(地上権の対象外)の結論は同じだ。高木先生の話は「客観的な契約書がポイントで営農の意思はその次との主張と」受け取った。

論点は「生産者の営農意思を東電がないと判断する事」「(地上権契約書の)客観的事実」もで、大事な内容である。IC0:42:00

門馬：続いて長期と短期だが、前回東電と共有したことは、X 時点は誰にも分からない点だった。

「越前谷先生が前回交渉時白版に書いた内容を門馬が作成した着色図1・2を掲示」

X 時点が誰にも分からないのであれば短期も中期も長期もない意見に東電側は沈黙であった。

東電側：・・・沈黙。

門馬：なので短期も中期も長期もないのではないか、如何か。仮置き場は短期だから、中間貯蔵施設は長期だからが、対象か対象外か判断した大きなウエートを占めた東電側の説明だった。

だが、何ら東電から回答がなかった。

北見：はい、少なくとも地上権を設定した方は、2045年3月まで営農ができないことが明確なので、その点で長期と説明した。

高木：短期長期で判断しているのではなく、長期と短期が(対象か対象外の)基準に入っている訳ではない。それはよろしいか。客観的に営農の意思が確認できるかどうか、東電側の判断の基準である。なので、それがどこ迄契約の段階であれば客観的に営農の意思があるのかないのかは、これは、最終的にはあの当事者が個々に判断するということでは、もしかしたらなくなる可能性もあるが、あのう、いずれにしても(東電側は)短期長期を判断基準としてはいない。

中間貯蔵施設で地上権を契約している方は、2045年3月迄でかなり先になるという事であれば、それはやはり現段階で客観的に営農の意思はないと言うふうにせざるを得ないのではないかという処が東電側の基準である。IC0:45:30

門馬：高木先生の説明で良いか。「北見：はい」東電は私にここ2年間短期と長期で(判断を)分けているというのが回答であった。4月もそうだった。そして前回の6月から今のような話が高木先生から出された。今回が明確に短期長期は(判断)基準ではないと言う回答説明だった。

という事は東電がここ2年間説明してきたことを否定したということだね。

北見：すみません、一応、短期長期の話はしたが一概に期間を何年が短期、何年が長期と決めたわけではない。「門馬：意味不明」何年が長期、何年が短期と期間を区切っているものではない。

門馬：期間を区切っているものではない。「北見：はい」IC0:47:18

高木：短期、長期という議論がされた経過はあると思う、なぜなら人間は長い短いで判断するからだと思う。しかし、基本的なスタンスは 先述の通り短期長期ではなく客観的に確認できるかどうかの一つの要素として、例えば長い短いという感覚的な問題が考慮されている。

そして、その部分の議論を大きくしていたのが恐らくこれまでの経過なのではないかと思う。

なので、短期長期という言葉が先行して議論をしていたのだと思う。で、東電側としてじゃあ、何が短期で何が長期という処を、話す(決める)のはそれぞれ個別の事情があるので一概に言えない。10年が短い、30年が長いとか、100年が長いのか、それはもちろん分からない。

それを判断するのは我々が客観的にどうか最終的に判断するかもしれないが、少なくとも東電としてはこの事例、中間貯蔵施設の契約した方の2045年までの契約、それは客観的にはやはり、営農の意思がその時点まではないとそういうふうに判断している。それが所謂長期という意味であれば長期であるかもしれないし、そう言う趣旨で話をしていると理解している。

(注:原発事故で営農意思があってもできないことを、東電が勝手に意思がないと判断は無茶苦茶)

門馬:その部分を大きく説明していたという事は説明を受ける側はよほど具体的な説明でない限り、短期と長期で分けていると理解しますよ。違うか。それは誤解を生む説明だ。

高木:まあ、それは議論の中でそうなったのか知れないが、すみません。。

門馬:先生はそこの中にいなかった。

高木:私はその場にはいなかったのだから分かりませんが。

門馬:私は記録を録画・録音で取っているのだから、事実の話をしている。そこは先生の言う「そうかもしれない」ではなくて、回答説明を今回変更したと言うのが事実である。

高木:まあ、そのように理解しているならそのように。。

門馬:質問するが、短期と長期について環境省の(公共事業)補償の考え方と「高木:環境省の」、土地収用法3条27の2の公共事業が仮置き場も本事業も仮設焼却場もそうだ。

この補償の期間の概念(定義)と賠償の期間の概念(定義)は別々なのか。教えてほしい。

高木:それは私にも分からない。「門馬:分からない」それはもちろん分からない。それを最終的に決めるのは法律の(定義)の期間が決める話だ。それは我々が決める話ではない。そこを明確にわかる、わからない話はやらない。

門馬:それでは用地補償の長期の概念(定義)はご存知か。「高木:分かります」

私としては賠償も補償も期間の概念は同じではないかと考えている。

高木:その考えが前提としてあるわけだ。賠償は土地収用法の話ではない話なので、それが賠償の話と土地収用法の話、本来それは賠償の話と本来まったく違う。土地収用法はその法律に基づいて土地を収用する適正な手続きだ。賠償は元々違法行為があると言うのが前提なので、そもそも法律関係がまったく違う。それを同じように使えるかどうか、これはまた別の問題だ。

門馬:帰還困難区域はすべて賠償対象にしている。これは原発事故で立ち入れないし、農業も出来ないのだから賠償している訳だね。「北見:はい」IC0:52:13それが賠償の大原則だね。「北見:頷く」

帰還困難区域の賠償を行っていることが大きなポイントである。これも追及議論していく。

門馬:憲法29条3項の正当な補償は(強制力のある)土地収用法で体现し、(大部分の公共工事)の任意交渉は公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱(=用対連基準)がありこれは収用法と整合性(斉一化)を取っている。そしてそれに合わせて電源開発等に伴う損失補償基準が制定され運用している。なので、収用法が変われば要綱(=用対連基準)も変わり、国交省内規基準や電源開発等に伴う損失補償基準も変わっている。この中ではここでは20年以上が長期である。

高木:はい。基準として。「門馬:そうだ」それは理解できる。

越前谷先生：「私の方から」いまの短期長期の関係でもあるが、高木先生の方で地上権を設定している2045年までは営農の意思がないお話でした。それは一つの考え方として成り立ち得るものだが、問題は例えば令和2年令和3年の営農賠償について議論している時に、地上権の方は2045年までは設定しているのだから営農の意思はないでしょう。そうすると仮置き場の人は後2年3年位で切れるのだけれどもとの話になるのだが、その(仮置き場の)契約が切れるまでは少なくとも営農の意思はないわけです。契約が切れるまでは営農の意思がない。

高木：仮置き場の？「越前谷：ええ」うーん、はい。

越前谷：すると令和2年令和3年は(仮置き場の)契約期間中な訳だから(高木先生と)同じ理屈で言うと営農の意思はない(という東電判断になる)のではないかと思うが、その扱いを異にする根拠がちょっと分からない。

高木：仮置き場なのか、仮設、(中間貯蔵施設なのか)

越前谷：地上権なのか、いずれにしろ期間の短長があってもそのある期間の契約までは、営農の意思がなくて今まさに問題としている令和2年令和3年は契約の期間内である。

だから、どちらも契約の期間内だから営農の意思がありませんよね。だから対象にしませんという取り扱いも出来るんでしょうけれども、そうじゃなくて、比較的短く契約が切れる方に関しては、営農の意思がある。で、2045年まで契約がある人は営農の意思がない。というのは、何をもって客観的に確認できる、できないとその差において言うのかという事が(高木先生の)説明として分かりにくい。

且つ営農の意思というのは前回の交渉の時の説明だとやはり営農の可能になった時点において営農の意思があるかどうかという趣旨であった。なので、なおさらである。

今の質問の趣旨は理解いただいたか。

高木：そのう、先ほど越前谷先生が話したのはつまり中間貯蔵施設の場合と仮置き場の場合も同じ契約をしている状態は同じだからその部分契約している間は、あのう、そもそも営農の意思なしではないか、同じように扱われるべきではないかと言う趣旨。

越前谷：東電の理屈だと同じ理屈になるということ。(注：東電主張の客観的な事実の指摘に次答えない)

高木：問題点としては、その仮置き場の方の契約形態というのが、どういう契約形態かだと思うが、これはいわゆる賃貸借契約ではないか。

越前谷：賃貸借契約、地上権契約(門馬へ)

門馬：仮置き場は賃貸借契約だ。前回北見氏からも契約書を確認しているとの話だった。

高木：賃貸借契約ですよね。単年度契約がたぶん契約だと思う。

越前谷：単年度ではない。「高木：単年度ではない」「本間：単年度の毎年更新だ」

高木：単年度の認識だ。

門馬：(契約書確認後)前回(話し中の為中断)北見氏から仮置き場の契約書も確認し結果、10年近くなるのもある。しかし単年度契約を更新しているにすぎないから、東電としては短期としてとらえているという回答だった。

本間：短期としてとらえているという言い方だったか。「門馬：記録はそうだ」一時的な使用で再開の意思があるのかないのかを当社が判断することができないと説明した。

門馬：それはその次にその話がでて、期間については本間氏が話したように一時的短期として考えているというこの二つがあった。「本間：はい」IC1:00:07

高木:混乱して済まないが中間貯蔵施設は地上権、物権の設定だがそのうえに施設が建っているというのが、おそらく状態かと思う。もう一つ仮置き場は、基本的に地上権でなく、所謂土地の使用貸借・賃貸借契約でしかも上に工作物があるものではない状態である。なので、逆に言うと構築物施設がある地上権と施設も建物も何もない、つまり対抗力を持っていない土地の使用貸借或いは賃貸借の状態というのは公的にはかなりレベルの差があるとこちら側としてはまず認識している。

従ってそれを同列に扱うのはやはり難しいのではないかとこちら側として考える。

越前谷:ただ結局1年毎だとしても更新の条項があって1年間延長になった。且つ今遡って今年令和3年の営農賠償の意向確認が送られて来ている。営農賠償をいつで考えるかよく分からないが少なくとも令和3年に関しては1年間貸し続けていて、貸している事をもって営農の意思がないと言うのであれば(東電主張は共に)令和3年については営農の意思がなかったとなるはずではないか。

そうすると地上権とは違いがないと言うか、他方でこちらが何度も話しているのは「農業が可能な状況になった時に、将来的に農業をやる意思があるということだとこれは未来の話になる。

いつの時点ということを設定できないのだから、2045年まで地上権で貸していようが、1年ごと貸していようが、それは将来の話なので、それは違いがないのではないか。

そこに当事者の話なので第三者対抗力とか、本人の意思の問題であればなおさらである。

それで取り扱いが変わるのはあまり合理的な根拠はない。IC1:03:48(注:東電の客観的事実論理破綻)

高木:ひとつ議論としてあり得るのは、一般的な土地賃貸借であれば解除条項があると思われる。すべての契約書を確認している訳ではないが、地上権設定の時に解除条項は余りないのではないかと思われる。で、今まで賃貸借契約の時には通常解除条項があって一連の告知により解除ということになる。所謂土地の使用に関してはかなり、どう言えばいいのかわからない、不安定なことであるのは事実である。仮置き場に関しては、お話のようにそうであるとすると(仮置き場と中間貯蔵施設が)やはり同じ扱いという処までにはいかない。

たとえば、じゃあ、すぐに解除した場合の、例えば半年後に契約が切れることになったとする。

(その場合)その時点の令和3年の営農の意思なしと言えるのか、という処は一寸問題が出てくる。

門馬:いま高木先生からでた解除条項だが、地上権契約書を確認したか。

高木:北見氏を見て、確認していると思う。

北見:地上権契約書は…。本間:私共地上権契約書は確認していない。

門馬:すでに話したが、門馬幸治さんは地上権契約書を農協経由で郵送しているにも拘らず、返事がなかったと。こちら側として送っていると話しているのではないか。だからいま確認したかと聞いた。

だからそのうえで解除条項について話すべきなので、だから、高木先生が確認済みで話したのかと思ったので聞いた。

高木:解除条項について(私の話と)違うと言う話があるということか。

門馬:解除条項はある。

高木:じゃあ、その部分は違うということだ。じゃあ、その部分は違うという事でこちら側は認めるしかないと思う。(声高く)それ以外の部分として、(早口に)もちろん地上権なのか賃借なのか、それから建物の公共的施設のあるなしということで、それはかなり違うと思う。IC1:06:43

(注:仮設焼却施設・セメント固型化処理施設は建物・公共的施設がある)

門馬：まず地上権は先ほどのルールである(公共用地の取得に伴う損失補償基準)要綱に書いてない、憲法違反の用地補償である。そこは理解しているか。

高木：憲法違反？

門馬：先ほど憲法29条を体現した土地収用法と整合性(斉一化)を取っている同要綱を説明した。土地収用法も要綱も土地の使用は地代となっている。これを国・環境省が勝手にルールにない地上権を作ったことを大前提として捉えておくことが必要である。

高木：……。無言。

越前谷：話が変わるが土地の上に建物があるか、ないか、だが、中間貯蔵施設は建物がない処が圧倒的に多い。(さらに)中間貯蔵施設として使われていないことも圧倒的である。「門馬：そうだ」

なので、地上権は設定したものの利用していない土地の方が圧倒的である。

高木先生の客観的使用状況という判断はむしろ当たらないのかと理解する。

門馬：はじめ国・環境省は2800万㎡での計画だったが、今は1400万㎡が環境省公報の数字だ。いま越前谷先生が話した通りで、フレコンバックの積み上げる高さは変わらない。

従って使用面積は少ない。

高木：ごめん。じゃあ、地上権設定した方々は建物を建てることを拒否できるのか。

環境省が中間貯蔵施設を建てますとい入った時に、建てないでと言えるのか。

門馬：建物ではなく中間貯蔵施設をつくるという目的で契約をしている。

高木：施設を作ること拒否できるか。

門馬：施設を作ること契約しているので拒否はできない。

高木：施設を作るとは了承済みということになるね。だから、いつ造られてもなにも言えないのが、地上権者の立場である。これからもそうだ。

門馬：今はほとんど工事はやっていない。「高木：ただ事実上は」これからとの話だったので話した。

高木：事実状態として環境省側がどうしているか、こちら側はもちろん不明だが、法律論とは別の話である。そういうことになると思う。

(注：仮設焼却・セメント固型化処理施設は建物があり、高木先生は現地の建物の存在事実に基づいていない)

門馬：高木先生が建物にこだわった話なので、前回北見氏は仮設焼却施設やセメント固型化処理施設が営農賠償対象か否かは、場所が限定され地権者が特定できるから回答しないと云った。

「北見：はい。」しかし場所は誰でも見に行け誰でもわかるので特定されている。地権者も近隣の方は分かっているし、登記所でも分かる。「北見：はい」でこれは説明会の資料だが、場所の地図まで落とし込んでいるから、だから回答しないと云う北見氏の回答は理由にはならないのではないか。

北見：すみません個別の賠償のことは答えられない。「門馬：聞いても同じ回答」同じだ。

門馬：なので私が同施設の地権者に聞いた。高木先生そこには建物が建っている。「高木：はい」土地賃貸借契約で、1年更新で、ここで期間の概念だが、前回1年契約で結果的に更新して10年になったのは、短期の扱いだと言う話だった。だが、外形的には仮置き場ができた時点で中間貯蔵は未だ出来ていなくて、仮に2015年3月から搬入しても、(直ぐは終わらず)今もって搬入している訳なので、誰が考えても仮置き場が短期で等終わらない。それは分かるか。「北見：……。無言。」

門馬：東電は期間が単年度だから短期と判断したとのことだ。「北見：ええ」IC1:12:45

高木：単年度契約だから短期と判断しているというのは違う。「門馬：その回答だった」

門馬:それまで一時的と短期を同じように話をしていたので、上げ足を取られた感じがする。短期でも一時的でもよいが1年更新契約なら結果的に10年になっても一時的短期と判断だが、(これには無理がある。)繰り返すが、仮置き場の契約がスタートした時の中間貯蔵施設の事業計画の進捗(程度)と搬入計画と現実に(2015年の事業開始から)8年経過してもまだ搬入をしている状況から、誰も一時的で仮置き場が終わるとは思っていない。そう思っているのは東電だけだ。

本間:仮置き場の契約は単年度契約且つ当初は平成28年度まではみたいな契約パターンが多かったと思うので(そう判断している。)それが、昨今契約が更新される時に平成28年度末はとかではなく、中間貯蔵施設に搬出が終わるまではと最近のは、そう更新されていると理解している。

門馬:そうだが、期間として延長されているではないか。

本間・北見:それは結果としてだ。

門馬:結果として(一時的・短期契約で終わらず延長されることは)最初から予想できたのではないか、という事を話しているのだ。

本間:それは最初から予想できたかは(分からない)

門馬:だって、その時点で中間貯蔵施設はなかったのだ。「本間:……。」

門馬:仮置き場がスタートした2012年には中間貯蔵施設はなかったのだ。「本間:……。」

北見:2022年3月末時点の環境省 HP から調べたところ仮置き場の総数は330カ所あり、そのうち現在は55カ所だ、もちろん地権者に土地を返却していないものもある。実際はすでに半数が搬入完了している。「門馬:それは帰還困難区域を除いた数字だね」「北見:……無言。」

門馬:先述の通り一時的・短期契約だから結果的に長くなっても一時的短期だ、は、無理がある。2012年スタートの仮置き場は皆の予想通り2014年には環境省が延長願いを出している。

それもちろん報道されている。3年計画が延長され、それが繰り返され10年近くなっても、それは一時的・短期だ、は無理があると指摘をしている。ICI:1734

高木:そこに関してはすみません、いつの時点で将来の事をどうするかというのは、なかなか難しい話なので特に今回環境省の判断によって仮置き場を使う、使わないと言うことになるので、東電として将来も続くからじゃあ営農の意思有りなしという事を判断する材料にはちょっとなりづらい。

やはり契約に基づいて、契約があるということが当事者間にとって一番明確なことになるので、とするとやはり契約の内容に基づいて営農の意思があるかないかということ客観的に判断するということをしざるを得ない。

門馬:高木先生の話は理解できるがその主張はかなり無理がある。無茶苦茶な論法だと感じた。

高木:どういう意味か。

門馬:仮設焼却施設等を東電は営農賠償の有無を答えないという事なので私が地権者から聞いた話をする。(建物が建っていることは先述の通り)そして、土地賃貸借契約は1年更新である。

契約書を見せるか「北見:..は。」東電が把握しているのだから見せて貰うのは恥ずかしい事だ。此方に開示しないのと東電が証憑として保管・持参するかは別の話だ。「北見:はい」単年度契約だね。「北見:個別の契約には答えない」同契約書を見ているか見ていないかも話さないということか。「北見:契約書は見ているが、内容の話はしない。」フクシマエコテック CS(=特定廃棄物埋め立て処分施設)もそうだが、そこは地権者が8人いる。単年度契約だからそれも短期・一時的として営農の意向確認をしているのか。回答はしないか。「北見:答えない」

門馬：答えないのは卑怯だ。公平な賠償の観点に立って東電が議論をするのであれば、キチンと隠さず話をすべきではないか。場所の特定も配布資料(各 HP や広報資料も視察者も多い)からもわかるので拒否する理由に根拠がない。

(注：東電にとって不利な情報は出さない姿勢が鮮明である)

高木先生、仮設焼却施設について住民地権者に説明した資料がある。その資料だと5年計画で単年度契約を更新している。「繰り返す」土地賃貸借契約だが上に建物も建っている。

地権者によるとこの条件下で農協を経由して営農の意思の有無の意向確認が届いたとのことだ。利益(損益)相殺は別の話だ。賃料は地権者説明会資料に仮置き場と同じ賃料を記載してある。

東電は仮設焼却施設を一時的・短期と判断して意向確認をしている。

そうすると高木先生が話した建物があるからは理屈が合わなくなる。さらに仮設焼却場全体面積に占める建物面積割合は中間貯蔵施設よりはるかに大きい。「東電側：・・・」

門馬：つぎフクシマエコテック CS の話をするが東電はこれも答えないのか。「北見：そうだ」

これも単年度契約である。これも自治体と住民への説明の中で、説明書でも搬入は約10年と書いてある。だから意向確認をと言う話になっている。

なので、高木先生の話は(現場の実情、実態と合っていない論法であり)東電の整合性がとれていない話だと指摘をした。「門馬幸治さんと電話確認で中断」そこは、前回越前谷先生から話した通り用地補償も賠償も公平が原則だね。IC1:24:00

高木：公平な賠償、ああ、所謂民事損害賠償法によればそれは公平な賠償だ。はい。

門馬：「門馬幸治氏との電話いったん切る」(北見氏は仮設焼却場等は)答えないとは公平な賠償の説明の妨げではないか。私の方は仮設焼却施設以外の事例も示している。セメント固型化処理施設も建物があり単年度契約だ。だが、期間は5年で自治体や地権者には説明をしている。

東電は単年度契約だと形式的に一時的・短期契約だと言っているが、これでは公平な捉え方ではない。(注：単年度契約だから結果的に10年近くなったのではなく、始めから計画は5年だった)

これらはすべて土地収用法3条27号の2に基づいた事業である。

門馬：同じく電気事業法の送電線確認で都内を歩いた。都内の知っている方から話を聞いた。

(要綱20条の上空又は地下使用は地上権・地役権「一時払い福島等」・賃借の記載)高圧送電線の使用補償は賃借権で長期使用だね。「高木：長期かどうかは・北見：はい。・長期かどうかは」基準は同じだ。「高木：長期か短期化の議論は置いておいて・・・」次契約の話に行く前段だ。

長期の回答を得たので、土地収用法上は20年以上が長期だ。次鉄塔用地だが一部は借地であるが、その契約書は1年～3年の短期・一時的であった。それを更新している。

(長期に電気を通す)送電線の鉄塔土地の借地は一時的短期契約なのか。

仮置き場のみを(状況を見無視し一時的短期契約だから結果として10年近くなっても同じだ)一時的短期契約だと言っているが、全体から見た整合性がとれていない説明ではないか。

門馬：北見氏関東近辺で借りているところがあるね。「北見：はい」今不明なら後で確認してほしい。私が鉄塔地権者から正確ではない話を聞いた可能性もあるので、事実か否か確認して頂きたい。一連から東電は契約書の外形的形式のみで一時的短期を判断しているが無理があることを指摘したくこの話を出した。契約書の期間の判断は。(そうではなくは仮設焼却場などや鉄塔借地のように全体を含めて判断すべきである)

門馬：原状回復の話をする。契約終了後農業をやる意思があるので原状回復の話をしている。だから(門馬幸治氏)は溜池も地上権にしている。東電はそう判断できないとのことだが(環境省との交渉経緯を再度説明・あわせて環境省福島所長の公印文書を説明)これは仮置き場の原状回復との対比のために説明しているが、ひどい内容である。

北見：仮置き場の契約書の原状回復記載内容は知らない。

門馬：「原状に近い形で返すことを協議する」なので、現在多くの問題「山砂を入れる・水路の問題等」が発生している。中間貯蔵施設に搬入が完了しても賃貸借契約は継続している。仮置き場の方も返してもらってもすぐには農業ができていない状況もある。

この実情から仮置き場の二の舞にならないように、我々は今から農業が再開できるように今迄の環境大臣にも要望書を出すなど事前対策を行っている。これは今後も続けていく。

(農業の意思があるから行っている)我々の取り組みはご存知か。

北見：30年中間貯蔵施設地権者会のホームページで確認している。IC1:35:40

門馬：これらを東電は判断の対象にしない。高木先生は客観的なポイントと話したが、単的に言えば契約書に書いてあるのだからそうだということだね。「高木：単的に言えばそうだ。」未契約も帰還困難区域で立ち入り許可を得て立ち入るので、未契約者も外形的には同じではないのか。

東電：……無言

高木：それは現在か。「門馬：(いままでも)現在も、帰還困難区域も同じだ。」将来の帰還困難区域がどうなるかは、我々は中々判断できない処だ。

門馬：今の状況から判断できる。国は帰還希望者の処だけしか除染をしないという方針だからだ。放射線からは熊本先生が前回話をしたセシウム137の半減期30年から線量も除染をしなければ年間1ミリシーベルトを超えるので、帰還困難区域を解除できないということになるではないか。

高木先生の手算できない根拠はなにか。

高木：除染をしてもそうなるということか。

門馬：再度説明「国は帰還希望者の処だけしか除染をしないという方針だからだ。」各町村は除染の要望書を継続してだしているが国の方針の見直しはない。なので先述の話が論理的でないか。

高木：ウーン、そこが論理的かは分からない。結局、除染を決めるのは東電ではないので、そこは逆に「希望すれば」できるようになるし、

門馬：除染の縮小の方向性に沿って話をしている。

国が決めようがその方向性から判断できるのではないか

高木：東電としては国がどうきめるかについて判断するのはちょっと難しい。

門馬：それは逃げの答えで先生らしくない「高木：いいえ、いいえ」話を戻すが未契約者も帰還困難区域も農業をできないのは同じだ。その外形的事実も同じなのに、なんで地上権だけを区別して外したのがまったく理解できない。IC1:40:00

だから伊澤町長はじめ多くの皆さんがおかしい、東電が間違っているとの話がでるのではないか。私が聞いた方々では今地上権が営農賠償しなくてもいいと判断しているのは東電だけだ。

「東電に門馬が確認後、門馬幸治氏が携帯電話で発言、以下門馬幸治氏の発言は携帯電話での発言」

門馬幸治：「東電に門馬が確認後携帯で発言」4月28日、6月6日からは2カ月経過した。話を聞いていると全く前に進んでいないように聞こえる。この2カ月間賠償を対象とした東電担当者は一体何を(内部で)議論していたのか。我々生産者は疑問に思う。

それで2つ確認したい。会長も話したが中間貯蔵施設内で契約をしていない土地には賠償をしている。また中間貯蔵施設のため池や水路まで確保しているものに対しては対象になっていない。

これは東電として理屈が成り立たないのではないか。

もう一点は令和2年の合意書的な書面が(昨年)送られてきたが、私まだ郵送(返送)していない。

そうしたら今度は今年6月に令和3年分の営農意思確認書が送られてきた。

この記載する欄を見たが、我々農業生産者としては非常に難しく(回答を)書きづらいのが一杯ある。これはもう少し簡単にできないのか、それから営農再開の意向についてだが、地上権で契約した方は皆さん営農の意思がある。営農再開の意思があるのだ。ですから、このような確認書的な書式、これをもう少し簡単に見直しをしてほしい。それからこの2枚目の営農確認書の水田や園芸の記入欄はあるが、その土地の状況等についても、肩代わり転作している個所、又は土地を契約している個所、環境省と契約していない土地、又は地上権と契約した土地、肩代わり転作した土地、これを明記してキチンと分かり易く書式づくりをした方が、我々生産者は記入しやすい。

(東電には)以上2点ほどお願いをしたい。暑い処東電、会長、越前谷先生、熊本先生、磯野先生に対しお礼と今後も宜しく願います。東電は今の2点についてすぐ回答ができるか。IC1:44:44

北見：まず未契約の方は契約書の形であのう、ええ、まあ、現時点で営農を再開する意思が客観的に(確認)できないのではないかと、契約している方は契約書という形であのう確認できるが、あのう未契約者はあのうそういった客観的に確認できないという処である。

あともう一点確認書の見直しはあのう、ええと頂いた意見を踏まえ我々としても、あのう、ええと、ええま、間違いがあると非常に困るのであのう確認書の方はあのう見直しあのう見直しで書きやすいように常に努めてまいります。はい。

門馬幸治：いま未契約者について確認ができないと言っていたが、地上権契約者も確認できないと言うことだね。そうすると、こんど未契約者について賠償していることは、ただ確認できないから賠償できないと言うように聞こえるが、それで間違いがないか。「門馬：繰り返す」IC1:46:27

北見：、まあ、あのう、営農の意思がないことが客観的に確認できないので賠償の対象としている。

門馬：門馬幸治氏よろしいか、前回(交渉時)と同じ回答だ。

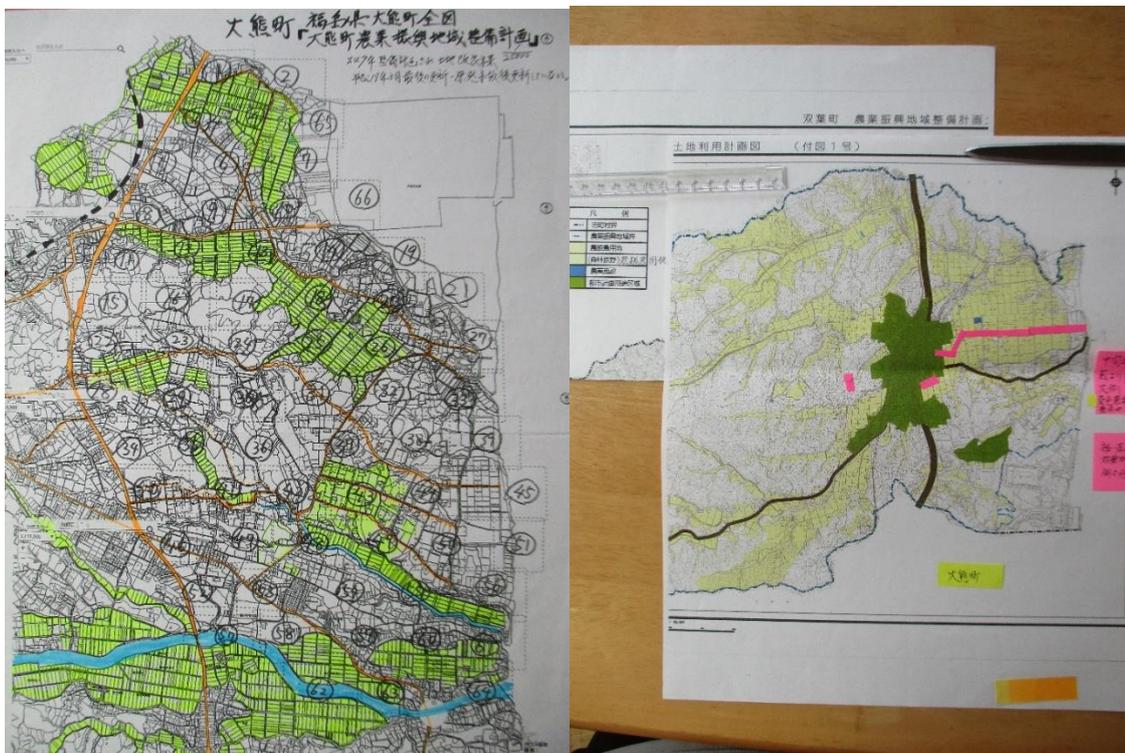
門馬幸治：まったく理屈が、我々農業生産者には全く理解できない解釈だ。それと地上権契約について数名の方に確認したが、なんでこう(賠償が)でないのか我々は農業を再開する意思、農業をやりたい意思があるので地上権契約をしているにも拘らず、何で賠償対象外になるのか、その辺が分からないと(言っている。)じゃあ、みんな東電に(要求で)乗り込むかと言う話も出たが、ちょっと待って、いま会長が先生方の支援を受けて交渉しているからちょっと待ってくださいと話をした。

それとコロナ禍で福島県から移動するのも大変なので、万が一感染した時の対策も考えておかなければいけないと言うような事からいまストップをかけている。

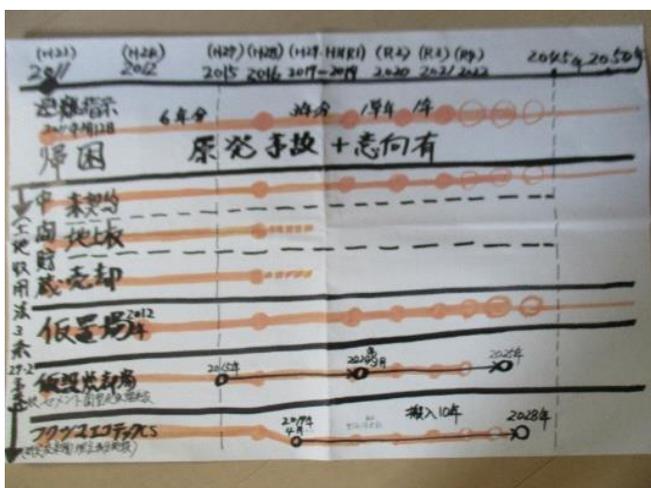
ですから、2カ月たっても回答があやふや、逃げ回っているような回答なので、もう少し建設的に議論してきちんとした生産者に対しての回答を求めたいと思う。よろしく願います。IC1:48:00

門馬：私も生産者などと話をしているが、いまの門馬幸治氏(が聞いている話と)と同じである。

もう一つ(中間貯蔵は)農業振興地域になっているが、農業の振興に関する法律は承知か。
本間:知らない。「門馬:高木先生ご存知か」「高木:農業振興に関する法律。」
門馬:中間貯蔵施設は他の地域と同じく、土地改良を行い農業振興地域の農用地となっている。
本間:農用地?「門馬:農業の農に用地と書く」「**農用地**」
門馬:「白版に両町の農振地図(農用地整備図)を掲示」これは原発事故後に変更していない。
「左側:大熊町農業振興地域整備計画図」「右側:双葉町農業振興地域整備計画図」



農用地とは農業をしなければいけない土地であり、いまは農業ができないが、「中里:笑」
農振法上農業をしなければいけない土地になっている。なので、東電は農業ができないと判断していることは同法上間違っている。中里氏は「どうかなあと」首を傾げているが、中間貯蔵施設になっているが、農業委員会に諮ってもいない。地上権は同要綱「地代」違反であるのと同様に農用地は農業をしなければいけない。農業生産者も東電も拒否はできない。「東電:……(反応なし)。」
「白版に下記資料を掲示」



「論理の逆転」

越前谷：冒頭伊澤町長の話があった。国から要請を受けて断腸の思いで協力していると、これが地域の農業生産者の偽らざる気持ちである。これだけ過酷な事故が起きて、高濃度の放射能汚染にさらされて、現実に近い将来帰還をして農業をするということがおよそ考えられない中で、30年に限り中間貯蔵施設に地上権で協力している。少なくとも当時の皆さんの意思としては、30年の期間で農業を再開することはおよそ不可能であろう。現在もそう思っていると思う。

東電が営農の意思として質問を投げかけているのは、「農業を再開できる状況になった時に営農をする意思があるか」という質問の趣旨だが、農業生産者達としてその再開の時期は先述の通り、2045年より前に来るのはなかなか難しい、との気持ちがあったし今もたぶんある。

だからこそ、30年の中間貯蔵施設を断腸の思いで受けたとの伊澤町長の話の通りだと思う。前回6月「論理の逆転」と話したが『営農の意思があるかどうかは、営農ができる状態になった時に初めて顕在化するもの』であって、その時期は分からないが、そうなった時にはやりたいかどうかをいま考えるかどうかについて、多くの方々は、(営農の)気持ちはある。2045年までは(その環境が)訪れないだろうと、難しいだろうが当時の認識であり今も多くの方がそう考えている。

「そこで2045年までできないから、貸しているからやる意思がないだろうと言うのは、農業を生業としてきた方からするとそれはやはり逆ではないか。」

越前谷：先ほど門馬氏が未契約者も営農ができないので同じだと言ったのはそういうことだ。

(論理の逆転)と同じ話になるが、順番が違う。「門馬：コメントを求める」

北見：将来的な2045年以降の営農再開の考えは我々が意見する立場には一切ない。

それを否定する話ではないが、おそらく2045年までは営農をしないということが客観的に契約書で確認できるので、少なくとも賠償は難しい。

越前谷：いまの2045年まで営農できないところ、そこから賠償できない、という処までがかなり飛躍がある。「北見：はい」なぜなら現在の賠償の話をしているのであるから「北見：はい」そこをどう繋げるのか。「北見：・・・。」IC1:58:47

高木：先ほど話した通り現時点で(契約書で)客観的に営農の意思がないと判断できる。

越前谷：ですから、現在の営農は他の皆さんも営農の意思がない、つまり今は農業ができるような状況ではないから、いま農業をする意思は誰もない。「門馬：やりたくてもできない」そう、やりたくてもできない。それは変わらない。

本間：一つ付け加えると我々は休業賠償なので、いま門馬氏からの話の「やりたくてもできない」というのが大前提である。その「やりたいという気持ちを確認している」のがまさに、この営農再開の意思の確認書(意向確認書)の通りである。

いまできるか、できないかではなく、やりたいという気持ちがあるかどうか、営農再開の意思の確認なので、いま、じゃあできるのかという事とはまた別の次元の話である。IC2:00:007

門馬：そこはまったく理解できない。いまやりたいけどできないから、いまやりたくてもできない人に対して今賠償するのではないか。

越前谷：やりたくてもできないから、やっていないし、やりたくてもできないからこの土地を農業ができない前提でこの土地を貸してくださいと言う人がいるので貸すのです。(そう)ですね。

それで貸しているのではあなたはやる気ないないですよ(と東電が判断する)というのは、逆なのではないか。これを再三申し上げている。

本間:そこは私も繰り返すになるが、30年という相当期間営農すると言うのは、そもそも再開の意向がないものとして判断しているということである。

越前谷:そこが、無理があると指摘をしている。

門馬:論理的でなく不公平であるから農業生産者や伊澤町長はじめ多くの方が、東電だけが勝手な判断をしていると言っている。そこは原発事故を起こした加害者側として農業生産者側の立場に立ち誠意をもって向き合ってほしい。いまのようなこじつけた話をしないでほしい。

越前谷:当面農業ができないという事についてはたぶん(東電と)争いが無い。それを第三者に貸し付けるといった処で、もともとやる気がなかったでしょう、ということにはならないですよ。

東電:・・・。

越前谷:それは少なくとも双葉(や大熊)の農家の皆さんの常識的な考えがそれです。

ましてや売らないで地上権設定をして原状回復の条項についてもうしっかり定めている訳である。それをもって客観的に確認できないと言うのは一方的である。

本間:……。はい、(ご意見)ありがとうございます。

門馬:(東電の説明は)全く納得できる話ではない。IC2:02:49

「レジュメと2019年東電配布資料による指摘」

熊本:そのへんの話にも関連するので私が用意したレジュメと資料に沿って話をします。「資料配布」(注:レジュメ=1. 営農賠償制度について2. 営農賠償制度についての質問)IC2:03:00

(注:資料=2019年9月東電資料・避難指示区域内の農業者に対する一括賠償後の取り扱い)

「2019年9月の避難指示区域内の農業者さまに対する一括賠償後のお取り扱いについて P1・23・11」(2017年～2019年分支払分後の2020年以降の)追加支払い分この文書から抜粋したものとレジュメの1頁で営農賠償について1. で要旨、要点を示し以下資料に沿って1-1～1-5まで示している。これは東電の皆さんは承知と思うので詳しく説明はしない。レジュメ2頁で営農賠償制度についての質問でQ 1～Q 6まで示し主なものはQ1～Q3とQ6である。Q 4とQ 5は小さく示した。以下その質問をする。

Q1の2017年から2019年の一括賠償の法的根拠はどこにあるのか。IC2:05:27

東電:・・・無言。「熊本:お答えをお願いします」

高木:(東電:……)一括賠償の法律根拠はもちろんレジュメで示した内容でよい。

熊本:民法709条の損害賠償の解釈として差額説が通説であって判例も差額説に立っているが、その解釈で良いか。同意するね。

高木:裁判では一般的にそう言われている。

熊本:それで実際に逸失利益の3年分として一括賠償が支払われているが、要するに差額を逸失利益として計算したのだね。

高木:差額と逸失利益が同じかどうかという処は一括賠償の金額とあっているのかどうかというのはそれは、たぶん正直に言うとその賠償について将来の話になってしまうので・・・。

熊本:まあ、逸失利益が将来得られるはずの利益ということだから。「高木:そうだ」それで積極賠償と消極賠償、積極利益と消極利益があり、積極利益損害というのは被害者側が実際に治療費など

で支払ったものである。それで逸失利益は消極的損害と言われる。だから3年分の消極的損害を差額説として支払ったと理解してよろしい訳だね。

高木:3年分ではない。ああ、3年分か。3倍相当額か。3年分とはちょっと違う。

熊本:2017年～2019年までだね。

高木:2016年の状態が2019年まで続いたら同じ額になるという事で結果的に同じという事だけ。

熊本:はい。じゃあ、法的根拠は民法709条ということだね。それに基づいて逸失利益の損害を支払ったということだね。

熊本:じゃあ Q2の方だが、追加支払いの法的根拠はなにか。追加支払いは東電資料(避難指示区域内の農業者さまに対する一括賠償後のお取り扱いについて)1頁の2に示してある。同2(1)に①～③まである。③が地上権契約とか未契約者とかそれに関連したものである。

北見:一括賠償は2017年以降の損害について将来分として対応、支払っている。あの追加支払いは将来分(として2016年分の)3倍相当額を損害が超過した場合に支払いをしている。(2016迄過去分)

熊本:その①②は実際に営農再開後についての追加支払いだね。③は「やむを得ない特段の事情により損害の継続を余儀なくされている場合」で、これは未だ営農賠償していない場合の追加支払いの対象になるということだね。

北見:はい、そうだ。

熊本:その③に地上権契約者は含まれないが未契約者は含まれるということだね。「北見:そうだ」

要するに一括賠償と追加支払いはどちらも根拠は民法709条しかないわけだ。それで差額説として支払っている訳だ。よろしいですね。IC2:10:01「高木:頷く」それが先ず確認できた。「高木:はい」

熊本:Q3に行く。一括賠償も追加支払いも法的根拠は民法709条「逸失利益に対する損害賠償」

なのだから、地上権契約者に対して「一括賠償」はした。しかし「追加支払いは支払わない」としている。ということは地上権契約者に対して2017年～2019年までは逸失利益が存在していたけれども、2020年以降は、逸失利益は存在しない、ゼロになりましたに等しい訳だ。

なぜそうなるのか。どうやってそれを論証するのか。

東電:……。30 秒間無言

高木:一括賠償をしているのは事実だ。2020年以降論証しなければいけないのは誰か。

熊本:それは損害賠償責任を負っている東電ではないか。

高木:普通であれば損害賠償の請求者側ではないか。

熊本:請求者の方で請求しなければいけない？

高木:こちら側がする話ではない。このような超過分がありますよ、だから払ってくださいと。

熊本:地上権契約者も未契約者も地権者で全て逸失利益はあると思っている。当たり前のことだ。原発事故により農業ができなくなったので、だから逸失利益はずっと続いていると思っている訳だ。

その逸失利益の存在を証明しろと言われても(笑)原発事故で農業ができませんという事で、それしかない。それは誰もが認める事実なわけでしょ。

逸失利益はずっと続いている訳です。2019年までの逸失利益はそれを認めて、損害賠償、一括賠償を払っていたのにいきなり2020年になると、いやああ逸失利益は払いません、と言っている訳である。ならば、なぜその逸失利益がなくなったか、ゼロになったかを東電の方で論証しなければいけないのではないかが Q3である。だから、それを説明してください。IC2:13:40

高木:まあ、そういう意見として頂いているのか。

熊本:意見と言うか、それを説明しなければ追加支払い不用、ゼロとする見解を(東電として)出せないのではないか。

本間:先程話したが3倍相当額は3年分としてではなく、将来分として支払っているので、2017年～2019年までの逸失利益を先払いしている事ではない。

熊本:とにかく、逸失利益が期間として存在することは認めたから一括賠償した訳だね。

本間:はい、将来分として。IC2:14:24

門馬:初めは2011年～2016年までの6年分を支払ったね。それがいま熊本先生の話の通り2017年～2019年分を支払った。将来分という言い方だが農業生産者は東電が何故3倍相当額というか分からないと言っている。前(2011～2016年)6年分次が(2017～2019年)3年分にしたのと将来分の意味がまったく分からない。(注:2017年に2018、2019年分を支払ったから将来分の意味ではないか)

熊本:2011年～2016年までは6年分という事だったですね「門馬:6年分はい」2017年～2019年は3倍分だけど3年分ではない、3年分とは限らないと言っている。「門馬:そうだ」

でも追加支払いはしている。

門馬:はい、こんどは2020(R2)年分を2021(R3)年に意向確認をした。だから(2017年～2019年分は)言っていることが3倍相当額と言っているが、実際は3年分ではないか。「熊本:そう」

高木:それは違う2017年～2019年が2016年分と同じ(生産者の)方はおそらく3年になる。

つまり3年分だ。2016年と同じなら。えーと、2017年以降の状態が変化される方もいる。なので、その方々については逸失利益が下がったり或いは上がったりする可能性があるかもしれない。

ちょっとそこは私も認識できる場所はないけれども変化がある可能性がある。

請求者の方々によってそれぞれ変化がある方がいる(その場合に合わせて3倍相当である)

(注:帰還困難区域・中間貯蔵施設については変化がないので2016年の3年分である。福島県内全域帰還困難地域の解除地域やX時点・地点到来地域を合わせているから余計分かりにくい。帰還困難地域・中間貯蔵施設は3年分で統一すべき。)

熊本:細かい話は置いておいて「門馬:(東電の)それは、レアケース(X時点到達地域)の話だ。」もうずっと多くの方が、農業ができない状態が続いているのだ。従前と同じように2011年以降逸失利益があるから損害賠償を払うと言っているながら、ある時点を境にもうゼロにすると言うなら、逸失利益がどのように変化したかをきちんと説明しなければ、ゼロにできないのではないか。IC2:17:00

門馬:素直な話だ。「熊本:はい、とても素直だ」

熊本:損害賠償の請求ができるか否かは逸失利益があるか否かである。分かり易く言えば差額があるかどうかなのだ。差額があるから損害賠償の請求をした訳だ。それがいつのまにか突然ゼロになってしまう訳ですよ。IC2:17:18 じゃあ、なんでそれがゼロになったのか、と聞いているのだ。

農業者、地権者にとって、ずーっと、同じなのだ。農業できない状態が同じように続いているのに、なんで逸失利益が突然ゼロになったのか!

高木:逸失利益がゼロになったかどうかはちょっと(分からない)。

熊本:だって、(営農賠償を払っていたのが)払わないのだから、地上権が30年だから(の理由で)

高木:いまの話は2017(H29)年～2019年と2020(R2)年の話で2020年以降の話ではない。

熊本:追加支払いの話ではないか。

高木:2020年以降の話、2020(R2)年以降請求された方については(地上権は対象外)。

熊本:それは、あなた方東電は前から前回はそうだし今回もそうだし、要するに30年契約を交わしたから営農の意思はないと認めると言うのだ。その営農意思だが30年の契約を交わしたから営農の意思はないと決めつけるのはとっても乱暴なことだが、それで(農業生産者はじめ多くの)皆さんが不信感をいだかれているのだ。それも重大な問題だがちょっと置いておいて、仮に営農の意思がなくなったらなんで損害賠償をしなくてよいのか。損害賠償をしなればいけないかどうかは法的には差額があるかどうかによって決まってくるのだ。営農意思があれば損害賠償しなればいけない、なければ損害賠償をしなくてもいいという問題ではない。それは関係がないのである。

熊本:分かり易い事例をいうか?例えば重大な交通事故で足が不自由になり半身不随に近い状態になった人がいるとする。その被害者に対してあなた元の職業に戻る気がありますか、という事を聞いて、戻る意思があるなら損害賠償が必要だけれども、戻る意思がなければ損害賠償の必要がないと言っていることと同じではないか。そんな元の職業に戻るかどうかは損害賠償とは関係がない。

とにかく今まで得られていた収入がなくなってしまう、差額が生じるならば元の職業に戻ろうが戻るまいが損害賠償は必要なのだ。そうではないか。

熊本:(東電は)なんで営農再開の意思の有無無しによって損害賠償の必要性が変わってくるのか。まったく理解できない。

本間:東電としては営農再開の意向の意思の有無で。。

熊本:そんなの一方的に東電が決めたことなので、その法的な根拠を聞いている。

高木:法的にどうして言えるかと言う話か。「熊本:はい」その所謂。。

熊本:総合的には損害賠償の有無は逸失利益があるかどうかで決まってくると言ったではないか。

差額があるかどうかで決まってくると。「高木:はい」。IC2:20:18なのに、営農再開の意思によってなんで損害賠償が決定されるのか。

高木:民法709条の前提条件として、勿論損害の額として差額説は損害論の額としてそれはある。

合計5つあるが「もう一つの要件は相当因果関係の必要性がある。相当因果関係、その部分で営農賠償の話は議論されるべき」です。なので、あのう、。。

熊本:相当因果関係についてもう少し具体的に説明してほしい。

高木:その損害が発生することについて元々の事故の原因との因果関係、それが社会的な相当性があることが相当因果関係の大前提である。それがあつかないかというのが先ず条件の一つとしてある。(早口)それがあつかることによって損害が発生した、それが幾らになるかと差額説逸失利益の話になる。で、今回恐らく問題になっている部分は損害額が幾らかと言う話ではなく、営農の意思があるかないか、営農の意思がない、或いはある、を判断することによって相当因果関係の範囲から出てしまうというのが、いまの根底にある理論である。

熊本:全く理解できません「高木:ああ」事故によって農営業できなくなったわけでしょ「高木:はい」だから収入が途絶えたわけですよ。だから損害賠償が必要なのです。ね、因果関係は損害と事故の間に因果関係があるかないかだけの問題であって、因果関係は関係がないではないか。

損害賠償の必要性に関しては。

高木:損害賠償の話ですよ。因果関係が発生するといういまの説としては。

熊本:だって営農できない状態が続いている以上は逸失利益が発生しますよ。

門馬: 帰還困難区域で言えば毎年農業ができないから農業の収入が上がらないので当然そこは賠償してくださいということで「熊本: そういうこと」相当因果関係の話を出しているが、もともと原発事故を(東電は)起こしたのだから、原発事故と農業ができないことに因果関係があるではないか。それを否定するのか。

高木: その部分と話しているのではない。「門馬: 先ずそこは否定しないね」そこは否定しない。そこは否定しない。その後の話である。損害額が増えて拡大していくか、その原発で損害が発生しているか、とはまた、別の問題である。その損害が発生し続ける処について、それぞれの被害者の方の意思が介在して別の結果になった場合(損害賠償を)切られないのか。それともそこについても我々ずーっと、賠償し続けなければならないのか。

門馬: いまの帰還困難区域については当然に賠償し続けなければいけないのではないかな。

だって帰れないのですよ。「高木: うーん」違いますか。IC2:23:25

高木: いや、例えば除染が今年終わりましたと言う話になった時に中間貯蔵施設のこの賠償がよいのかどうかの話も一寸わからないですけども、その話をするのなら、えーと中間貯蔵施設に地上権を設定した方は今年除染が終わりましたと言う話になった時に営農できる状態になるのか。

門馬: その話は高木先生自身が、先ほど「国がやることだからそれは判断できない」と言ったのに、その話をするのはおかど違いではないか。

越前谷: それはその時点になってまさに高木先生が話した通り、「営農ができる状態になって初めて営農の意思が問題になるじゃないですか」、ということです。「高木: はい」

門馬: そのとおりで、先ほど高木先生が否定されたことを以て今度は出してくると言うのは(如何か)

高木: 否定はしていない。分からないです。どちらにだって、。。

門馬: 分からない、ことに対してこちらに言うのはまったく高木先生らしくない。

高木: そうであれば別に意見として何うが、「門馬: 意見ではなく事実の話をした」いや、事実というかまあそこまあ意見が異なると思うが、あのう、ええと、じゃあ、すみません、どこまで議論が進んだのかあれですけども。いずれにしろ此方側として営農の意思確認をするのはまあ、あのう、いまそのう、「法的な要件があるとすると損害論の話ではなく、因果関係性の話だと此方側は認識している。」要は損害が発生することについて他のようは、えいと、いわゆる、賠償の根拠となる事実、利害の事実が介在しているかどうかで、例えば中間貯蔵施設については原発事故。。

(注: 高木先生の損害論の話ではなく、因果関係論の話と認識については無理があるのではないかな)

熊本: 原発事故によって、不法行為によって営農できない状態かが生まれてそこに損害が生まれている。だから差額が生まれている。それには、何の変わりもないではないか。IC2:25:29

磯野: (いまの高木先生のお話の意味は、原則将来の補償(賠償)はしませんということか。

つまり将来の補償(賠償)というのはこの3年の一括補償(賠償)で終わって、その後は「熊本: 未契約者に対しては」つまり意思があるかないかということと休業補償(賠償)ということは、基本的には休業補償を前払いすることはあり得なくて、休業補償をした時に後払いである。そういう形になる。つまり、「高木: 賠償」賠償は将来の請求とそれからもうすでに起こってしまった請求がありますね。で、過去分請求の形でいま議論を組み立てている。

まあ、これを積極と言ってはおかしいけれどもそういう形か。

熊本: 支払われた時には将来の。。

磯野:毎年度毎年度です。毎年度、毎年度。「高木:はい」(営農の)意思をとという意味は、そこに意思が入ってくるから訳が分からなくなる。要するに要因が「ごちゃごちゃ」になっているような気がする。本来なら中間貯蔵施設だって、別に公共事業一般的な公共事業におけるダムを造る、道路を造るのとは全く違って、まさに今ここで議論されていた様にそこの処の意思如何に拘わらず加害との相当因果関係があった中で中間貯蔵施設をどこかに造らなければいけない。

だから本来なら東電の費用で東電の敷地に造ればいいものを、そうではなくて国側の出費で別に造らなければいけなかった。そういうことと言えば事故との相当因果関係はあるわけです。当然。「高木:まあ」東電の敷地内に出来ないという事に対して、農業ができないという事に対する相当因果関係があるわけですから。つまりどういうことかと言うと、今度はたまたま3種類に分かれましたよね。土地を売った人、それから地上権にした人、未だ売らない人。それら全ての人について、国に中間貯蔵施設をつくらせ、農業をできない状態にしたということは共通しています。「もし農業を続けたいならあくまでも農地を売ってはいけない、あるいは地上権の設定をしないと言う選択肢がある」ということを政府なり東電なりが、イメージ的にも話していない。

逆に言えば2045年までであれば特に問題なのは地上権を設定した土地です。地上権を設定した方は30年間すれば戻ってくると思っている。当然戻ってくる。だから地上権の設定をしている。

だから農業をしたいと思う人は農業をすることになるわけですね、当然。

磯野:知っている方でもすぐには農業ができないけれども、(そこは)中間貯蔵じゃないですけどもすぐにはできないから将来に亘ってそこを太陽光発電にして、その後は農業を再開したいという方もいる。或いはそうではなく、とにかく農地をどうにか使えるようにするまで何とかしようと思っている人もいる。まあいろんな形の方がいるが、それがたまたま止むを得ず中間貯蔵に施設として貸したと考えられる。そうであるとすればやっぱりあれじゃないですか、意思がなかったと最初に判断することにはならないし、また逆に言うともしろ意思があることが前提になる。たぶんね、農業を継続する意思如何という問題は本来ならここで出してくることはありえないけど、東電側がそれを将来だからということで、言われたと思った。意思如何ではなくて意思とすればあるけど止むを得ずという、そういう問題ではないか。IC2:31:06

中間貯蔵施設の場合は特に農業をしないからする意思がないからあなたに貸しましたよ、というよりも、やむにやまれず、福島県民のためにそうしたのですよ。

だから、仮置き場の人も同じ思いですよ。同じですよ。

(注:中間貯蔵施設はある意味国策の事業ではないのか!)

磯野:そういう意味では相当因果関係だと言うならば、どちらも相当因果関係が同じで、(東電の)皆さんが意思という言い方をしたが、私はそういう形で意思がある、ないという事を問題にすることはおかしいと思っている。意思ということを入れたとして、違法性、損害賠償をしなくてもよろしいといった積極的な何らかの理由として、まったくすでに別の物をやっているから賠償をする必要がないというが、それはそれとしてあるかもしれないと前提にして、どちらにせよ、相当因果関係の中にそういう意思が今度の事故の場合に入ってくるのはおかしいのではないか。

でここで敢えて言えば、太陽光発電のことを考えているか、太陽光発電の場合は将来の分は払いませんよと、営農賠償はしませんよと配布した東電資料の中にあるが、その場合は先ほど言われた

ような「農地転用の許可を得ている」から という。つまり農地転用をしたから農業をする意思が明らかにならないと言うことでしょ。

本間:地目まで確認した上で判断している訳ではないので、太陽光発電の設備があるということはそこで営農していることはないという判断である。

(注:末頁に太陽光発電パネルの下で農業を行っている東京新聞記事本年9月7日付を掲載)

磯野:それで私がある処で聞いた時にこれはまずいと思ってしかも別の人がいっていやあ農地転用許可と言ってもこんな非常状態の中で農地転用の許可をしたのだから、農業をちゃんとできるようになったのだから、農業が出来るようにすると、ただ、いま農地をそのままにしても無収入だからしょうがない。だからそここのところに貸していくんだという言い方をする人もいる。

そういう場合は、農業をする意思がある無しの問題ではなくて、いま(熊本先生が)言われた逸失利益の差額の問題として考えればいい話である。つまりそちらの方がより多くのものが出ればできる話である。で最初から意思があるかないかの問題は別として取り上げる必要はないのではないか。

本間:東電としては先述の通り、休業賠償なので意向があるかないかが一番地である。

熊本:東電は、休業賠償とか営業賠償とか言う呼び方で、営農再開を前提というか、それを要件としているというか、損害賠償にはそれを必要としているが、損害賠償は営農の再開とは関係がないのだ。逸失利益があれば差額があれば損害賠償をしなければいけないのだ。

ただし、その損害賠償がその営農賠償と呼べるかはまた別の問題である。だから営農賠償は払いませんけれども損害賠償は必要ですということになるのである。言っている意味が分かるか。

営業賠償や休業賠償と呼ぶことで農業を再開することを前提としてしまっているのだ。

それ以外の場合を切り捨てているという事である。損害賠償を。

磯野:(東電の考え方は)逆なのだと思う。逸失利益をちゃんと考えれば出てくるはずなのだ。

つまり太陽光発電で儲かっていれば(東電は)その分を払わなくても済むのだ。

熊本:そうだ。なんでも損益相殺すればいいだけの話だ。「磯野:そう、そう」逸失利益があれば必ず損害賠償が必要で、収入に繋がるようなことがあれば、損益相殺すればいいだけの話だ。

それで統一すれば不公平がなくすべて上手くいくのです。

それを営農再開の意思がなければいけないとか、契約したから営農再開の意思はないと見なすとか、そこでルールが無茶苦茶になって不公平極まりない制度になっているという事なのです。

磯野:だからこれは毎年毎年申請するわけですよ。で、逸失利益があったかどうかを審査してそして払う訳ですよ。「本間:はい、(そうだ)」なので本当ならばつまりその時の審査とか色んなものが面倒なので、私は太陽光発電にした場合にはもう止めてしまったという例を出してきたのかと。

一般的には農業利益よりは高いと言われているのかもしれないとそんなふうに思ったのですが。

(注:高木先生からの反論がない)

熊本:一寸わき道にそれるかもしれないが、太陽光発電での貸し付けは余儀なき事情に当たらないからという説明がありましたよね。「磯野:そうそう」それと共に太陽光発電による収入は農地を活用して収入を得た場合も従前の農業に従事していた新たな労働を行った場合も控除対象とする説明があったが、控除対象にするという意味は損益相殺することだね。「本間:そうです」

だから太陽光発電による収入を損益相殺することは、損害賠償はするという事なのではないか。

本間:太陽光発電は、損益相殺は・・。

熊本:だって資料11頁にそう書いてある。

門馬:資料3頁に太陽光発電設備を設置しているのは「余儀なき事情に該当しない事例」とある。

熊本:11頁をみて、控除対象となる事例で太陽光発電設備を設置したことによる売電収入等とある。「門馬:そうですね」矛盾するではないか。

磯野:「農地を活用して」というのはあり得ない。何故なら今まで太陽光発電を本格的にしようとした場合は農地転用してとある。

熊本:それは農地転用の手続きをして太陽光発電したらという意味でないか。そうでないと一切、太陽光発電は含まれないことになる。

磯野:そうなんです。だからこれはあり得ない。

熊本:それは一寸。

熊本:太陽光発電は一切、損害賠償、営農賠償の対象にならないのか。太陽光発電をしたら一切営農の意思はないと見做して営農賠償は支払わないということになっているのか。

本間:あのう太陽光発電をするということは営農再開の意向はないと判断している。

熊本:やっぱりこの11頁は誤解を招くね。「磯野:そうそう」控除対象となる事例は、除外して貰わないと訳が分からない。

磯野:ただその時は過去分としてはそうなのかもしれないけれども、さっき農地転用したからもうできない、営農賠償は払いませんよという議論かもしれないけれども、もし元に戻して貰った時には、どうなるのか。5年、10年はそれで稼いでいたがやっぱり農業がやりたいと、で、元に戻したけれども(農業生産物が)なかなか売れなかったとかの場合だが、その場合一切関係がないのか。IC2:40:295

本間:東電の今の扱いでは営農賠償にはならない。

磯野:いったん他のことをやった場合には一切因果関係はその時点で消滅するということか。

本間:はい。

磯野:そうしたら、ある意味仮設の焼却炉もそうなる。

本間:そちらについては申し上げられない。

門馬:答えられないというのが答えてもらわないと議論が進まないのではないか。

答えない理屈が成り立っていないので、ぜひ答えて頂きたい。次回情報開示請求の結果や登記所調査結果等から私が全部答えたらそれでも東電は答えられないとなるのか。地主を連れてきたら。

北見:あのう・・・個別に・・・「門馬:なに」。本間:個別の土地の賠償状況をほかの方に話をすることはしないので、そう言う意味でお答えできない。

門馬:仮設焼却設備でもセメント固型化処理施設でも個別の(賠償額の)話ではなく、その地域の中間貯蔵でも仮置き場でもみな同じではないか。東電の話はだから一貫性がない。IC2:42:37

(注:今後も継続して当該関係者に確認していく)

北見:我々としては個別の話は(しない)

門馬:個別の話ではない。大事な話の中で答えると不利になるから答えないとしか聞こえない。

北見:話のように場所も地権者も特定できている「門馬:契約書も受領」が、そうすると個人情報なので、その方の賠償の情報はお伝えしません。

門馬:その方のというか、全体の話をしている。地元の方も知っている説明資料で仮設焼却場と仮置き場は同じ土地使用料と書いてあるのだから。公になっている。非常に不誠実だ。

東電が隠したいことは隠して(公正な交渉を避けた)逃げの論法(姿勢)だ。これは別の形です。
熊本:体が不自由になった人に対して元の職業に戻らなければ損害賠償しない等ということは言えないでしょう。例えば足が不自由になった競輪選手が競輪できるわけがない。競輪はできないけれどもパソコンを使う仕事に就いてその人が就労する。しかし、年収500万円あった人がその仕事だと100万円ぐらいだとすれば、差額の400万円については損害賠償が必要だ。それは損益相殺。

だからどんな職業に就こうか或いは職業に就こうか就くまいが、逸失利益が存在すれば損害賠償は必要。

収入が生じれば損益相殺すればいいだけの話である。それを元の職業に就かなければ損害賠償しませんと言っているじゃないか。それと同じことである。そうだね北見氏は頷いているが。

北見:(否定の様子)

熊本:だから営農賠償という呼び名はふさわしくないかも知れないけれども損害賠償はしなければいけない。損害賠償の必要性は逸失利益があるかどうかである。差額があるかどうかである。

不法行為に基づいて差額が生じているかでもって損害賠償の必要性は決まってくる。

そこに関しては営農再開の意思があろうかならうが、どんな職業に就こうか全て損益相殺すればいいだけの話なのだ。

だから、そもそもの損害賠償の必要性に関しては何の関係もないというのが私の見解。IC2:46:07

越前谷:一寸補足する。高木先生が相当因果関係の話だと言ったので、成程なあと思ったが農業をできないということが損害の一つの形だ。で、いま農業ができていないという状況が原発事故に基づいてできないのかどうかというのがまさに相当因果関係である。出来ない状況と事故との関係に社会的に相当の(因果)関係があるかどうかというのが相当因果関係だ。

相当因果関係が問題になるとすれば事故の原因でできていないでしょう、と東電としてはたぶん言いたいのでしょう。あなたが土地を使えないのは事故の原因ではなくて、他に貸しているから使えないということが成り立った時に初めてその使えていない状況はどちらが原因なのでしょうかという処が問題になる。土地が使えない状況にあるかどうかというのは、今回は幸いにして隣が使えなければたぶんうちもたぶんおんなじ状況ですよ。ある程度地域性を持った問題なので、原発事故によって農業ができない状態かかどうかというのは、一つの土地しかなかったとすれば問題になりうるかもしれないが、ま、例えば未契約者の隣にいたとする土地として農地として使えない状況にあるかどうかという事に関して言うと、恐らく地上権を設定しようと未契約だろうが状況としては変わらない。なので片方は相当因果関係があって片方は相当因果関係がないことは普通ではありえない。

越前谷:かつ法律的に因果関係があって使用できないことについて因果関係があるという中で、つまり使えない状況が前提としてあってそれを何かに使うということは、けして因果関係を否定するものではない。ただし損益相殺の問題にはなるかもしれない。怪我をして仕事に行けないと言う話があったとして、その怪我の状態があるのでその仕事はできないので違うアルバイトをやりました。ということがあったとして、じゃあ、「あなたアルバイトやっているからその仕事やれないでしょ」という逆転問題は通常生じない。なので、(高木先生が)もし相当因果関係だと主張するならば地上権を設定しているから、相当因果関係がないというのはちょっと違うのではないか。IC2:50:14

越前谷:まず地上権は設定しているから田圃をやれなくなったのではなくて、論理的な関係から言うと(先ず)やれない状況があって且つ地上権を設定していますよという状況である。なので、

相当因果関係がなくなっている訳ではない。それを証明できるのならいいが、地上権があろうがなかろうが相当因果関係がなくて且つ地上権を設定でやれない状況はどっちが原因なのでしょうかと聞いた時に、東電のせいなのか東電のせいではないのかが相当因果関係なんです。

磯野：少なくとも、意思論を…。

越前谷：地上権を設定しているからもともと出来ないでしょう、というのは一寸理屈として違う。

やれない前提があつてそのやれない土地を貸しているというだけの話である。

高木：今先生が話したように所謂できない状況が解消された時にどっちが条件としてあうということがあると思うが、「越前谷：はい」それは先程私がこういう時はそうするのでしょうかと言った時、門馬氏に話をしたが、その話とたぶんかぶる。ようは除染が全部行われてすべて(農業が)できるようになりましたという、じゃあ地上権の方は直ぐに営農ができるのでしょうかと言う話とちよつとたぶんそこに繋がるのかなあと。

越前谷：はい、ですからその時点以降の営農賠償の時はその時に初めてその問題が出てくるのではないか。どうして令和3(2021)年の賠償の時にその話をするのですか。IC2:52:04

高木：…。

磯野：だから資料1頁2一括賠償後の取り扱い(1)追加支払いの場合の③「その他の農業固有の特性によるやむを得ない特段の事情により損害の継続を余儀なくされている場合」を入れたのがまずかった。つまり避難指示が解除された後の営農賠償の問題があるがこれは出てくると思う。

越前谷：解除されれば農業ができますよ、も当然に事故の因果関係は及びません。それはその通りだ。でもその時になってやれていない人に対して、それは東電のせいではなくてあなたの選択でやっていないのでしょうか。だから賠償しませんよ。それは正しい。「門馬：その時初めて」その時初めて問題になる。「門馬：その時初めて意向を確認すればよい」

越前谷：病気が治ったのに何で仕事に戻らないのですか、その時初めてあなたの休業損害は私の事故とは因果関係がありません、と問題になる。「門馬：そのとおり」「高木：つまり」

磯野：基本的には3倍相当額を払った事で全ての賠償が終わったということが恐らく前提かなあと、だからその上の追加的賠償を「特別の事情がある場合に追加的な賠償をします」というのかと思う。同資料1頁1一括賠償の概要で逸失利益という書き方をしているがたぶんそういうことだと思う。そうであれば中間貯蔵施設は一番最初に特別の事情ある場合に入る気がすると私等は感じる。つまりこの③の「止むを得ず」はもっともっと深刻な問題だというふうに考えるべきだ。

そういう意味ではたぶん東電の立場に立てば逆にそういう気がする。やはりそれをどう捉えるかの問題でしょうけど、いずれにしろ何もなく白地のところで相当因果関係は意思があるかないです、ということポント前面に出したのは問題があると思う。もっともう少し考えられるとよろしい。IC2:54:49

で、全部一括の損害賠償で営農という形をとるから逸失利益の問題でこう言う目くらましが出てくるという事なのでその処、もう一回この賠償制度をどう捉えているのかということキチンと皆さんが納得できるような説明をしてほしい。分かったつもりになっているけれども、こんなふういろいろ損害賠償、つまり賠償ですからキチンと少し考えられるたぶんそれがいいと思う。IC2:55:27

磯野：色々出てくるたびに、色んな賠償制度が出てくる、追加的に考えられていると思うがやはり、こう整備をして、要するに最悪なのは相当因果関係に意思あり、意思なし、そしてその所に中間貯蔵施設に30年間貸したのだから、意思がないということにするのは何か農業者からすれば最悪

なのではないか。貸したうえにそんなこと言われるのと、そういう問題であると思う。そこの処をそういう人たちも説得できるようにしないと通用しない。むしろ中間貯蔵施設のようなものこそ農地賠償すべきであると考え。だって、農業をやりたくたって、みんなのために、泣いたわけでしょ。

だったら農業賠償しないのだったら、別の賠償をするべきである。きちんと支払う。IC2:57:12
越前谷：磯野先生の話は非常に興味深い話である。今まで原発とか放射能による避難指示に基づいて賠償の仕組みがつくられてきて、あのう「原陪審」も全くそのとおりだ。

あのう、いまの指摘は、中間貯蔵施設それ自体がそもそも原発事故を起因として、法律ができて設置されたもので、勿論政府は介在をしているのだけれども原発事故がなければ、中間貯蔵施設はできなかつたし、この社会的な環境があつて皆さん仮置き場の方が提供を余儀なくされたのと、それ以上の理由で提供を余儀なくされている、という意味では放射能云々抜きにして、中間貯蔵に抛出せざるを得なかつたことに対して果たして論考性がないのかというたぶんそういうご指摘なのだと理解する。(注：今後も原陪審答申確認と福島県原子力損害賠償対策協議会HP掲載確認)

門馬：まったくそう思う。2011年の原発事故が起きてみんな県内外に避難をして双葉町の方もいろんなところにお世話になった。その避難した目の前に仮置き場があつてこれが邪魔だから早く中間貯蔵施設を造らせろよという(有形無形の)圧力を受けたわけだ。中には引っ越してくるなどか、そういう中で苦渋の決断で中間貯蔵施設が出来上がっているという事実を無視している。

仮置き場は地域の要請があつたが中間貯蔵施設はそれ以上で国や県や県民の要請があつたなかで止むを得ず土地の提供に協力したわけである。それを東電はまったく無視している。

越前谷：直接不法行為の余地がないか議論の余地もあるが、相当因果関係の損害論としても被害者側が個の判断でその土地を提供したから私たちは関係ありませんというふうに、そもそも中間貯蔵施設を造る原因を作つた加害者側の論理としてそれをその因果関係乃至損害を否定する事情として持ち出すことが可能なのだろうか、というのは一寸検討してもらつてもよろしいのではないか。そこにも因果の流れがある。「門馬：是非見直しをお願いする」IC3:0018

門馬：先ほど門馬幸治さんから話があつたがやはり前回から2カ月たつて、まったく東電の話を聞いていると東電は(社内で)議論をしてこなかつたのではないかとしか聞こえない東電側の話だ。

ぜひ、その辺を伊澤町長の話のように考えて頂きたい。

熊本：相当因果関係を持ち出された時には訳が分からなかつたが、簡単に言うと東電の原発事故によって損害が生じたのではないと、あなたが契約したから損害が生じているのだとの話でしょ。

簡単に言えばそういうことでしょ。違うのか。「高木：まあまあ」だから当初訳が分からなかつた。

門馬氏が言ったように事故を起こした東電としてこの間の経緯を踏まえて(見直して)ほしい。

まあ、私の想像を超える論理だった。それとどれだけの方がその(東電)論理で納得されるか、特に地権者(農業生産者)のかたがです。納得されるか見ていく。

門馬：東電の話に納得する人はいません。「熊本：そう思う」ぜひ検討してほしい。

(門馬幸治氏と電話通話)(交渉の)話を聞いたと思うが先ほど門馬幸治氏が話した2カ月間東電は議論していないしかとれないことは私からも言ったが、その他の話があればお願いします。IC3:02:50

門馬幸治：そうですね。あのう前回は話をしたが東電の担当者に聞こえるように電話を近づけてほしい。(門馬が東電側に移動) 私は農業生産者の門馬幸治です。東京の方にいき直接交渉をしたかったが、事情により電話での参加となってしまった。また先生方には本日も色々お話頂きありがとうございます

ございました。それで農業再開の意思についてなんですが、地上権にした理由について農業生産者として述べる。親から140アールの田圃を親から引き継いでいる。140アールの田圃です。そのうち肩代わり転作しているのが約30アール。そして地上権契約したのが30アールで売買契約したのが80アール。ここで言いたいのは地上権を契約した30アールについてである。

何故、地上権にしたかという田圃を作るには溜池、水路、田圃の3点セットが必要である。80アール売った田圃は私も前回言ったがその分のため池は常磐線の西側にある。そのため池から田圃を地上権契約にして水を水路を整備をして田圃を作ると営農を再開するという事になると、2045年に国の方である程度の補助を出してもちょっと不可能な状況になる。なぜなら、そのため池の土手が地震によって大きな亀裂が入っていてよくも崩落しなかったようなため池になっています。

それと地上権を契約した30アールは私共の共有のため池がある。それは東電敷地のすぐ脇にあるため池である。それは5人の共有者全員、地上権で契約をしている。そこから田圃まで引く水路がある。その田圃が30アールだ。つまり農業を再開するには(地上権の)ため池、水路、地上権の田圃の3つが必要になってくる。それ以外でも地上権で契約をした方もいると思うが私の場合は田圃を作るために溜池、水路、田圃この3つの条件が当然必要になってくる訳である。

そのために田圃を再開するために地上権で契約をして東電の方に JA グループ電力事故賠償協議会の方に提出している。それなのに何の音さたもない。こちらから電話をして説明を求めても決まった事だから駄目だという東電の回答しかない。そんな経過があり今回の交渉になっている。

今先生方からもお話がありましたが、2カ月たって何の進展もないということはどういう事なのか。私らは汚染水とかそういうものまで話す必要はないと思うが、県知事、双葉町、大熊町町長も汚染水の海洋トンネル掘削工事については事前了解をした。東電はそういうことを逆手にとって、農業再開地上権契約をした人たちの心を踏みにじるような、あなた達の行為というものは、どういうことなのか。もう少し原点に戻ってキチンと議論してそして回答を持って来てほしい。

以上農業生産者の一声である。IC3:08:00

門馬:いまの門馬幸治氏の話に対して「門馬幸治:東電の反論を聞きたい」

北見:特段意見として伺った。はい。「門馬から門馬幸治氏に北見氏の回答を復唱報告」

門馬幸治:それが反論ですか。私の方で電話を切る。会長の方からももっと強くいってほしい。

門馬:門馬幸治氏は怒って電話切りました。先生方はよろしいですか。「3名の先生方同意」

今日はいろんな角度から話をしたが、2カ月経過しているのに東電が(社内で)議論をして来ていないのが分かった。今後は県、両町、農協に対し具体的に色々な取り組みをしていく。

熊本:レジュメは質問状の形を取っているので因果関係論を含めてもいいので、文書の形での回答をお願いします。

高木:熊本先生のレジュメ2. Q1から Q6でよいか。

熊本:そのとおり。「門馬:よろしくをお願いします。」

「次回交渉日程」

門馬:次回交渉はいつがよいか。

北見:熊本先生の質問についても検討しなければいけないので少々時間をいただきたい。

門馬:9月の半ばで如何か。北見:調整させてほしい。「高木:希望は聞いた」

門馬:引き延ばしをしないで、きちんとした回答を宜しくをお願いします。以上 録画 07:02:50・IC3:12:30

「白版揭示資料を再掲」

2011年3月 東京電力福島第一原子力発電所事故
 2013年12月 国有地化方針
 2014年7月 地上権
 2015年3月 搬入開始
 2017年7月 地上権等管理
 返還と原状回復
 要求
 (返還区域の範囲内)

2011年3月 東京電力賠償経緯
 6年分一括支払
 <中間貯蔵・地上権対象>
 2016年12月
 2017年1月
 2019年12月
 2020年10月
 2021年10月

2019-2021年
 2014年9月12年分
 2014年分の3年分
 中間貯蔵・地上権対象

地上権対象外
 何故外したのか?

「2022年9月7日東京新聞記事・写真は上が太陽光発電・下が畑」

脱原発目指す不屈の魂劇

映画「原発をとめた裁判長」

「とめる農家も描く 10日から上映開始」

東京電力福島第一原発事故から11年。脱原発を目指す人々の不屈の魂が描かれた映画「原発をとめた裁判長」が、9月10日から全国で上映される。本作は、14年に関西電力大飯原発の運転停止命令を下した樋口英明・元福井地裁裁判長が追放後に弁護士となり、原発の閉鎖は日本でも最大の課題の一つとして扱われる。映画は、福島の復興と脱原発を目指す人々の不屈の魂を描く。本作は、14年に関西電力大飯原発の運転停止命令を下した樋口英明・元福井地裁裁判長が追放後に弁護士となり、原発の閉鎖は日本でも最大の課題の一つとして扱われる。映画は、福島の復興と脱原発を目指す人々の不屈の魂を描く。

以上